

奈 総 財 第 1 6 5 号

平成 1 8 年 1 0 月 4 日

奈良市監査委員	吉 田	肇 様
同	中 嶋	肇 様
同	幾 田 邦 夫	様
同	米 澤	保 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 6 年 3 月 2 4 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 1 5 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

2. 奈良市土地開発公社について

(6) 長期保有土地について

【監査結果の要旨】

JR奈良駅周辺整備事業（保健総務課）

(エ) 事業計画の見直し

(仮称)シルクロードタウンツーリストセンター建設事業用地は、売買契約において、指定用途、指定期間が定められていたが、事業が進捗せず、奈良市土地開発公社からの買戻し期日を延期しているが、買戻し期日を安易に先送りして金利などの負担を増大すべきでない。また、当該用地はJR奈良駅前の一等地であり、現状のまま放置することは奈良全体の価値を下げることにもなるため、社会経済的見地からみても土地の将来利用に向けた事業計画を早急に検討する必要がある。

【措置の内容】

(エ) 当該用地は、奈良市所有地との仮換地指定の変更を受け、保健所等複合施設建設用地として活用することとなった。保健所等複合施設建設事業は、平成18年度～平成21年度を事業期間として推進し、土地開発公社経営健全化計画において年次的に用地買戻しを進める。また、平成18年度予算に計上している建築設計委託をプロポーザル方式により実施する。